

基本施策5 相互理解の促進

◎：新規事業 ○：強化事業

施策の展開1 情報の発信

市民等に対し、的確でわかりやすい情報を積極的に発信することは食の安全・安心を確保するうえで必要不可欠です。ホームページ、情報誌、SNS⁵¹等の様々な広報媒体を駆使し、市民等が必要なときにいつでも正しい情報を入手できる環境を作ります。

■主たる事業等

(1) ホームページや情報誌等による情報提供【保健福祉局】

市民等に対し、正しい情報を提供する媒体として、食の安全・安心に関するホームページを整備し、札幌市の施策や基本的な知識、健康被害の発生情報、事業者の自主的取組内容などの情報を総合的に発信します。

また、「キッチンメール」などの食品衛生情報誌を定期的に発行したり、「しろくま忍者の手洗いソング」のCD、DVD等の啓発教材を貸し出します。

さらに、SNSなどを活用し、市民・事業者へリアルタイムに情報を提供するなど、新しい広報媒体を検討します。



キッチンメール

(2) 事業者等との連携による情報提供【保健福祉局】

さっぽろ食の安全・安心推進協定や食の安全・安心おもてなしの店推進事業(49ページ参照)の関係者をはじめ、民間や地域の協力を得ながら、食品衛生情報誌等を、札幌市関連施設に限らず、事業者の協力のもとに市民等が日常的に利用するスーパー等の店頭置き、広く周知啓発を実施します。

また、積極的に報道機関を通じた情報発信を図るため、新聞、テレビ等の報道機関に情報を提供するとともに、グルメ情報誌等も活用しながら、札幌市や事業者の取組を周知します。

⁵¹ SNS (ソーシャルネットワーキングサービス)

交友関係や社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスの一つ。既存のユーザーからの招待で参加できる会員制のもの、誰でも自由に参加できるものがあり、代表的な SNS として、Line、Facebook、Twitter などがあります。

(3) 食のイベント、展示等による情報提供【保健福祉局、市民まちづくり局、経済局】

「食の安全・安心」をテーマにイベントを開催し、市民や事業者の情報発信・情報共有の場として広く啓発します。また、食や身近な生活に関連するイベント等の機会も積極的に活用し、パネル展示や食品衛生情報誌の配布等により、情報の提供に努めます。

さらに、消費者センター及び中央卸売市場の常設展示等も活用し、市民の安全・安心な食生活に役立つ情報を提供します。

(4) 給食等における情報提供【子ども未来局、教育委員会】

札幌市が定期的に保育所に発信する「食のウォッチング」や、保育所で幼児の保護者向けに発信する「給食だより」等を活用して、食品の安全に関する情報を発信します。

また、学校では「給食だより」を活用した情報発信を行います。

(5) ◎子どもを通じた家庭への情報提供【保健福祉局、教育委員会】

食中毒予防方法や食品表示の見方など、家庭で活用できるミニポスター等の啓発物を作成し、小中学生に配布することで、家庭で話し合うきっかけを作り、子どもを通じた家庭への情報提供を行います。

施策の展開2 事業者の情報の公開及び提供の推進

■主たる事業等

○「さっぽろ食の安全・安心推進協定」の自主的な取組の公開【保健福祉局】

「さっぽろ食の安全・安心推進協定」を締結した事業者のマイルール等の取組をガイドブックやホームページ、イベント等で広報することにより、その自主的な取組を市民にわかりやすく示します。



マイルールが記載される協定書

施策の展開3 情報及び意見の交換の促進

■主たる事業等

(1) 意見交換会の開催【保健福祉局】

食品の生産から販売まで(フードチェーン)の各段階における食の安全・安心に関する取組を、市民が実地で見学し、事業者と直接会話し、意見交換する「さっぽろ食の安全・安心市民交流事業⁵²⁾」を引き続き行います。これらの取組により、正しい知識と理解を深めるとともに、市民と事業者との相互理解及び信頼関係の構築を図り、リスクコミュニケーションの推進を図ります。



食の安全・安心市民交流事業

(2) 市民・事業者の意見の反映【保健福祉局】

監視指導計画等の食の安全・安心の確保に関する施策について、推進会議で調査審議し、様々な意見を反映させます。

また、計画の策定にあたっては、広く市民から意見を募集するパブリックコメント等を実施し、市民の動向・ニーズを把握し、反映させるとともに、各種事業の実施においてアンケートを行い、事業の効果的な手法、見直し等を行います。

施策の展開4 表示の普及啓発

消費者が食の安全・安心の観点から食品等の表示内容に興味を持ち、理解を深めることで、食品を選ぶ際の基準となるように表示に関する正しい知識の周知啓発等を行います。

■主たる事業等

(1) ○市民向け講座等による周知啓発【保健福祉局、市民まちづくり局】

家庭向け表示の見方のミニポスターを作成・配布し、市民への普及啓発に努めるとともに、

⁵²⁾ さっぽろ食の安全・安心市民交流事業

農園、食品工場、中央卸売市場及びスーパーマーケットなどにおいて、食の安全・安心への取組を市民が実際に見学しながら事業者等と意見交換を行う事業。フードチェーンの理解促進、市民と事業者等との信頼関係の構築等を目的として平成21年度より実施しています。

市民向け講座などを開催することにより、表示の知識を基礎から学び、理解を深める機会を提供します。

(2) ◎アレルギー原因食品ピクトグラム(絵文字)の普及【保健福祉局】

札幌市オリジナルのアレルギー原因食品のピクトグラム(絵文字)を作成し、事業者が店頭POP表示やメニュー等に掲載することで、子どもから高齢者、市民から外国人を含む観光客まで、アレルギーの情報を提供できるよう啓発します。作成にあたっては、ユニバーサルデザインとし、国や経済団体と連携して広げていくことを目指します。

(3) 北海道機能性食品表示制度への支援【経済局】

北海道では、加工食品に含まれる機能性成分について、「健康でいられる体づくりに関する科学的な研究」が行われた事実を認定する「北海道機能性食品表示制度」を実施しています。札幌市では、食・健康関連の研究開発や機能性食品表示のための科学的データ取得を支援します。

施策の展開5 地産地消の推進

地元で生産された農畜産物を地元で消費する「地産地消」は、第1次産業の振興や地元経済の支援・活性化、食育の推進、環境負荷の低減など、さまざまな効果がありますが、市民にとっても、生産者が身近に感じられ、新鮮、安心で豊かな食生活を享受することができる、魅力的で意義のある取組です。

このため、札幌市は食の安心と魅力を創出する観点から地産地消を推進し、生産・流通・消費段階の理解を深めます。

■主たる事業等

(1) 「さっぽろとれたてっこ」の推進【経済局】

「さっぽろとれたてっこ」は、札幌市内の生産者が土づくりや化学肥料・化学農薬の低減に努めるなど、環境に配慮しながら生産した農畜産物やそれらを使った加工品を、マークの表示と販売を通じて消費者に知っていただくことで、生産者と消費者との相互理解と信頼関係を作るためのブランドです。「さっぽろとれたてっこ」の生産・流通・消費の拡大を図ることを通じて、札幌らしい、顔の見える農業を育てます。



「さっぽろとれたてっこ」マーク



第1章

第2章

第3章

第4章

1
施策の展開

基本
策本
1

基本
策本
2

基本
策本
3

基本
策本
4

基本
策本
5
相互理解の促進

基本
策本
6

2
指標の設定

資料編

(2) 生産者との意見交換【保健福祉局】

市民が食品の生産段階についての理解をより深めるため、農園などで生産者の取組を実際に見聞きしながら直接意見交換する場を設けます。

(3) 中央卸売市場における情報提供【経済局】

中央卸売市場の常設展示での情報提供や、中央卸売市場を一般の消費者に開放し、市場ならではの新鮮な生鮮食料品を味わう消費拡大フェアを実施することで、安心な道産食材のイメージアップを支え、消費の拡大につないでいきます。

(4) 給食等における学習【子ども未来局、教育委員会】

保育所では、給食や野菜栽培、給食の展示食(実物展示)等を活用し、食材や産地、地産地消の野菜について学ぶ機会を増やし、食育の充実を図ります。

また、学校では、給食の時間を中心に、地産地消について学習し、食品の生産・流通・消費について理解を深めるとともに、給食だよりを活用した情報発信を行います。



地元の食材を使用した給食

(5) さっぽろ食スタイル事業【保健福祉局】(再掲)

北海道の食材を使用した栄養バランスの良い北海道型食生活に、環境に配慮した食生活を取り入れた「さっぽろ食スタイル」を提案し、レシピの配布、パネル展、料理教室などで普及啓発します。